

# 入居者だより

## ◆市営住宅入居中に必要な手続きのご案内◆

毎年1度の収入申告のほかにも、入居後に世帯の状況が変わった場合は手続きが必要になります。何か変更があった場合は、必要な手続きを忘れずに行ってください。（ご不明な点や申請方法はホームページでご確認いただくか、市営住宅管理事務所までお気軽にお問合せください。）

◆富山市営住宅管理事務所ホームページ（<https://toyama-shiejutaku.net>）

### ①連帯保証人変更・追加申請書

・連帯保証人の退職や死亡等により、保証能力がなくなった場合に必要な手続きです。

### ②同居親族異動届

- ・同居家族に異動（出生・転居・死亡など）があった場合に、届出をしてください。
- ・名義人が死亡または離婚などで退去した場合で、同居のご家族（配偶者、子等）が引き続き市営住宅を使用したいときは、『入居承継申請』を行い市の承認を受ける必要があります。

### ③同居承認申請書

- ・市営住宅と一緒に申込をした親族以外の方を同居させようとする場合は、『同居承認申請書』を提出し市の承認を受ける必要があります。
- ・世帯全員の所得を合算して、入居基準の所得を超える場合には同居は認められません。

### ④入居承継申請書

・住宅の名義人が死亡または退去した場合、当該入居者と同居していた方が引き続き居住を希望するときは、『入居承継申請書』を提出し、市の承認を受ける必要があります。

## ◆ペット類の飼育の禁止について◆

最近、犬、猫の飼育に関する苦情が非常に多く寄せられています。市営住宅では、共同住宅の性格上ペット類の飼育を認めておりません。ペット類の飼育は、退去指導、明け渡し請求などの対象となります。皆様には、ペットの飼育により実際に害を及ぼされている方々の立場をご理解いただくとともに、明るく快適な居住環境を実現できるよう、一層のご協力をお願いします。



## ◆共用部分への私物の放置について◆

共用部分にものを置いてしまうと、通行の障害になるばかりでなく、緊急時の避難を妨げることや様々な危険発生の原因となります。

室内及び物置にて適切なお対応をお願いいたします。



# 令和3年4月1日より窓口が変わりました。

各種届出、退去申請、修繕等は「富山市営住宅管理事務所」で受付いたします。

## 【富山市営住宅管理事務所】

富山市新桜町6-15

Toyama Sakuraビル2階

☎ 076-471-5291

【業務時間】 8:30~17:15

【休業日】 土・日・祝および12月29日~1月3日  
(※毎月第3土曜日は営業します)



〈夜間・休日について〉

夜間・休日の電話、窓口対応は行っておりません。ただし、「人命に関わること」および「甚大な漏水や停電」など緊急時に限りコールセンター（上記番号より自動転送）にて受け付けております。

そのほかのお問い合わせは、業務時間内にご連絡下さい。



## 高齢者への見守り・気配りをお願いします

●市営住宅では、高齢者の方だけで暮らしている世帯が増えています。安心、安全の団地づくりには、高齢者の方への見守り・気配りが欠かせません。

●「新聞や郵便物が溜まっている」、「連絡が取れない」など、普段と様子が違うと感じたら、市営住宅管理事務所・市役所（市営住宅課）・地域包括支援センター・お近くの民生委員さんまでご連絡ください。

●緊急の場合は、先に警察・消防・救急などにご連絡をお願いいたします。

＜入居者の皆様へ＞…入居の際に「緊急連絡先」として指定した番号に変更がある場合は、市営住宅管理事務所までお知らせください。

